

# マージン率等の情報提供について

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供いたします。

## ① 令和6年6月1日付け 派遣労働者数

0人 ※実績なし

## ② 令和5年度 派遣先事業所数(実数)

0事業所 ※実績なし

## ③ 令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

0円(8時間 全業務平均) ※実績なし

## ④ 令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

0円(8時間 全業務平均) ※実績なし

## ⑤ 令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日) マージン率

0.0%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[ \frac{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額}}{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日(8時間)当たりの賃金の額の平均額}} \right] - \left[ \frac{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日(8時間)当たりの賃金の額の平均額}}{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額}} \right]}{\left[ \frac{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額}}{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日(8時間)当たりの賃金の額の平均額}} \right]}$$

## ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ( )

当該労使協定の有効期間の終期 ( )

締結していない

## ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中 など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
入社時基礎研修(旅行業基礎)	雇入時	OFF-JT	無償	有給
個人営業Ⅰ(事業基礎)	雇入時	OFF-JT	無償	有給
個人営業Ⅱ(事業基礎)	派遣中	OFF-JT	無償	有給
プレゼンテーション基礎研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
若手社員キャリアアップ研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
キャリアデザイン研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 渡邊 徹也 電話番号 03-5796-5370

## ⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

福利厚生等: 定期健康診断

事業所名 株式会社JTBガイアレック  
許可番号 派13-300075